

国保運営方針に基づく県の取組状況（令和3年度）について

1 概 要

県では、国保制度運営に当たり、県と市町村が共通認識を持って保険者としての事務を実施するための統一的な運営方針となる「千葉県国民健康保険運営方針」を平成29年12月に策定（令和3年3月に中間見直し実施）しており、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図ることとしている。

本方針に基づき取組状況等を千葉県国民健康保険運営協議会に毎年報告し、意見をいただきながら、取組の改善を図ることとしていることから、令和3年度の県の取組状況について報告するもの。

2 取組状況（運営方針「第3 今後の取組」のうち県の取組）

項目	取組状況
3 保険料の徴収の適正化 実施 ウ 県の取組 (運営方針P21)	<p>○ 県民の保険料納付意識の向上とともに、市町村が行う収納対策を支援するなどの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度県平均収納率 91.69%（速報値） [R元：91.04%] ※ 令和2年度までの目標収納率の達成：34市町村 [R元：27市町村] ※「千葉県国民健康保険運営方針」において、目標収納率を設定 徴収指導員による指導：定期指導（3年ごとに对象）や特別指導（保険料(税)の収納率が運営方針に定める目標収納率に達していない市町村のうち目標数値との差が大きい市町村が対象）において、困難事案への対応策や財産調査を踏まえた滞納整理等に関する指導を行うもの。 ※23市町村（実地13市町村、書面10市町村） [R2：25市町村] 徴収指導員による技術的助言：保険料(税)の収納率が運営方針に定める目標収納率に達していない市町村のうち定期指導および特別指導に該当しない市町村を対象に、徴収方法や滞納者の実態把握等に関する助言を行うもの。 ※11市町村（県庁内で実施） [R2：9市町村] 収納率向上アドバイザー（国保連が設置）による実地指導・助言：市町村からのアドバイザー派遣依頼により収納に関する現状を把握し、滞納者との折衝方法や差押え・公売の方法等に関する指導・助言を行うもの。なお、初回の実地指導・助言を県の実地指導と合同で実施し、その後も県の徴収指導員が同席した。 ※2市町村（指導・助言は4日間に分けて実施） [R2：1市町村] 県民だより11月号「記事『国民健康保険料（税）は期限内に納付しましょう』を掲載 リーフレット「かんたん保険料（税）」の作成 ※9,720部を作成し、市町村・職業安定所・県情報コーナーにて配布 ラジオCM（Bayfm78）の放送（11月に21回（20秒/回）） 収納事務初任者研修：国保主管課に新規で配属された市町村職員等を対象に、国民健康保険制度全般にわたる基礎的な知識を習得し、国保事業の円滑な運営と事務処理に資することを目的に開催。 ※R3年度開催中止（例年6月頃実施） [R2：開催中止] 収納実務研修：市町村国保保険料(税)収納実務担当者を対象に、外部講師・県保険指導課職員による講演および市町村職員による事例発表を実施し、収納率向上に寄与することを目的に開催。 ※R3年度 12月7日開催（例年10月頃実施） [R2：開催中止] <p>▶ 課題と今後の取組</p> <p>運営方針に掲げる令和2年度までの目標収納率に20市町村が達していないことから、県の徴収指導員による実践的な収納指導・助言や、千葉県国民健康保険団体連合会で実施する収納率向上アドバイザーサービスなどを継続して行うとともに、県繰入金の交付金により、口座振替の原則化やインターネットを使用した公金収納支援サービスなどの収納に係る取組に対して、支援を行っていく。</p>

項目	取組状況
4 保険給付の適正な実施 ウ 県の取組 (運営方針P23)	<p>○ 市町村に対して定期的・計画的な指導・助言を行い、レセプト点検や第三者行為求償事務の取組の充実・強化を支援するなどの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検の実施体制や複数月のレセプトの縦覧的な点検、交通事故などが疑われる事案の被保険者への届出の勧奨などの第三者求償事務の実施状況等について確認し、指導・助言を実施 <ul style="list-style-type: none"> → 定期指導での実施：20市町村[R2:18市町村] → 保険者努力支援事業に係るヒアリングでの実施：54市町村 [R2:54市町村] ・ 診療報酬の算定誤りのチェックなどレセプト点検の充実強化に係る集団指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> → 「令和3年度第1回千葉県国民健康保険連絡会議」にて実施 ・ 県によるレセプト点検に関する取組状況 <p>「県による国民健康保険の保険給付の点検調査等に係る事務処理の方針」に基づき、医療給付専門指導員(2名)と嘱託(1名)により、令和2年1月から、広域的・医療に関する専門的な見地による給付点検調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> → レセプト点検実施数 12, 858件 (令和2年度総数) 国保連合会への再審査依頼数 4件 (令和2年度総数) 市町村への情報提供件数 10件 (令和2年度総数) ・ 関東信越厚生局千葉事務所と連携して保険医療機関等の指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> → 2, 474件の指導の実施予定 (うち、新規個別382件) [R2:2, 041件 (101件)] → 新規指定後概ね1年以内の医療機関等に対し講習会形式の指導を実施。また、レセプトの1件当たりの平均点数が高い医療機関等に対しては個別に面接方式で指導を実施する。 ・ 関東信越厚生局千葉事務所と連携して柔道整復師の指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> → 国が定めた「受領委任の取扱規程」に基づき、療養費の算定、療養費の請求等について指導を実施する。 → 概ね1年内に新規に受領委任の取扱いの承諾を受けた柔道整復師に対し講習会形式の集団指導を実施。また、情報提供のあった柔道整復師等に対しては個別に面接方式で指導を実施する。 ・ 第三者求償事務に関する研修会を実施 <ul style="list-style-type: none"> → 「令和3年度第2回千葉県国民健康保険連絡会議」にて、交通事故などが疑われる事案の被保険者への届出の勧奨など、第三者行為求償事務の取組に関する市町村担当者向け研修会を実施

► 課題と今後の取組

複数月レセプトの縦覧的な点検の推進等により効率的な点検を行い、診療報酬の適正な支払いを確保する必要があることから、引き続き、市町村に対して指導・助言を行っていくとともに、県の医療給付専門指導員等によるレセプト点検等の取組を通じて、市町村を指導・支援していく。

5 医療費の適正化の取組 ウ 県の取組 (運営方針P26)	<p>○ 県民に対し、医療機関等の機能に応じた適切な受診や特定健診等の受診促進等を啓発するための広報等を行うなどの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民だより11月号への掲載 (かかりつけ医を持つことや健康診査・保健指導の受診勧奨) <p>○ 糖尿病等の重症化予防の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会：第1回8月26日開催 (第2回2月予定) ・ 保険者努力支援制度のヒアリングにおいて糖尿病性腎症の治療中断者に対する取組等について指導・助言と支援を実施：54市町村 [R2:54市町村] <p>○ KDBデータ等を活用した医療費の分析・健康課題の把握 (国保ヘルスアップ支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDBデータ等を活用した共通指標による分析を行い、分析結果の活用及び市町村の健康課題等に応じた保健事業に関する研修会を実施予定
--	--

項目	取組状況
	<p>○ 定期指導の実施</p> <p>特定健診・特定保健指導の受診率向上や後発医薬品の利用促進などの取組について指導・助言を実施：20市町村 [R2：18市町村]</p>
▶ 課題と今後の取組	
<p>医療の高度化や高齢化の進展に伴い医療費の増加が見込まれることから、後発医薬品使用割合及び特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上などの医療費適正化の取組を推進する必要がある。</p> <p>そのため、定期指導等で市町村の状況を聞き取り、指導・助言を継続して行うとともに、取組を行う市町村を交付金（県繰入金）により支援していく。</p> <p>医療費等の分析については、市町村の医療費適正化や保健事業の取組に活用されるよう、引き続き、KDBデータ等を活用・集計分析を行い、情報提供することで市町村を支援していく。</p>	
6 その他の取組 (運営方針P27)	<p>○ 市町村が担う事務の効率的な運営の推進などの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村事務処理標準システムの導入に向けた情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> → 国保連絡会議（8月開催）を活用した情報提供・導入検討の勧奨 → 意向調査による市町村の最新の導入意向の把握（12月実施） ・ オンライン資格確認に関する国通知の情報提供
▶ 課題と今後の取組	
<p>昨今国において進められている地方自治体の行政システムの標準化・統一化に係る動向を注視しつつ、導入をしていない市町村も多いことから、今後も市町村の抱える事務課題の解決に資するよう、他県等の情報も把握しながら継続的に支援を行う。</p>	